

## 平成25年度第1回千葉市社会教育委員会議事録

- 1 日 時 平成25年5月23日(木) 午前10時から午前11時30分
- 2 場 所 千葉ポートサイドタワー12階第1会議室
- 3 出席者 (委員) 西川議長、長澤副議長、浅野委員、池田委員、  
伊藤委員、小川委員、亀田委員、菊池委員、  
小沼委員、平松委員  
(事務局) 原生涯学習部長、橘中央図書館長、  
杉戸生涯学習振興課長、横田文化財保護室長、  
遠藤科学教育推進担当課長、小川統括管理主事  
桜井生涯学習振興課長補佐、三橋主査補、  
土肥社会教育係長、石川主任主事
- 4 議題 (1) 平成25年度社会教育関係団体への補助金交付について  
(2) 平成25年度生涯学習部主要事業概要等について  
(3) その他
- 5 議事の概要 (1) 議題(1) 平成25年度社会教育関係団体への補助金交付について  
生涯学習振興課から説明を行い、原案どおり社会教育団体への補助金について了承されました。  
(2) 議題(2) 平成25年度生涯学習部主要事業概要等について  
①平成25年度生涯学習部主要事業概要について  
②平成25年度教育委員会一般会計歳出予算の概要について  
(ア) 生涯学習部が所管する主要事業概要について説明を行い、委員からの質疑に対して回答しました。  
(イ) 現在の千葉市を取り巻く状況と公民館の状況について説明を行い、委員からの質疑に対して回答しました。  
(ウ) 公民館の政治団体の利用制限の現状について説明を行い、その緩和について委員の意見をいただきました。  
(3) 議題(3) その他  
・次回会議は7月以降開催することとし、別途日程調整することになりました。
- 6 議事内容  
(2) 議題(1) 平成25年度社会教育関係団体への補助金交付について  
(事務局) (「資料1」により生涯学習振興課の補助金交付の概要について説明。)
- (議長) 事務局から説明がありました。これにつきまして、ご質問等ございますか。
- (委員) 千葉ユネスコ協会、千葉市青年協議会、千葉市高齢者学習団体連絡協議会の3団体は、一律前年度比半額となっていますが、これは市の財政上の理由

でしょうか。

(事務局) 千葉ユネスコ協会については、事業内容を精査した結果決定した金額でございます。

千葉市青年協議会、千葉市高齢者学習団体連絡協議会については、補助金の交付期間が長期にわたることや自立性の観点等を踏まえ、団体と協議し、平成25年度をもって補助金交付を終了することとなりました。それに伴う段階的措置として今年度は前年比半額となっております。

(議長) ほかに質問なければ、今回の補助金交付について、社会教育委員会議として同意いただけますか。

(異議なし)

(2) 議題 (2) 平成25年度生涯学習部主要事業概要等について

(議長) それでは、次の議題に入ります。事務局説明をお願いします。

(事務局) (「資料2」により平成25年度の市及び生涯学習部の当初予算と生涯学習部の主要事業の概要について説明。)

(議長) それでは、これにつきまして、何かございましたらお願いします。

(副議長) 「資料2」3ページの「旧検見川無線送信所文化財調査」ですが、具体的にどのような事業内容でしょうか。

(事務局) 旧検見川無線送信所の建築物としての調査を行います。全体の意匠、建物の歴史的な位置づけ、建築後の改変、他の同様な建築物の活用事例調査などを行い、近代建築の専門家の学識経験者による監修、助言をいただきます。

(副議長) 調査結果をまとめたものは発行されるのでしょうか。

(事務局) 今年度中に報告書にまとめて提出されます。その結果に基づき、今後の保存・活用等について文化財保護審議会の意見をうかがいながら進めてまいります。

(委員) この旧検見川無線送信所は、かなり前から保全等について話題になっていたと記憶していますが、調査に予算が組まれたのは今回が初めてですか。

(事務局) 平成22年度に建物の損朽度調査と耐震診断を行っています。

(委員) 「資料2」3ページの「特別教室開放」の小学校は、どのような基準で選定しているのでしょうか。

(事務局) まず、現在、1区当たり1校の特別教室開放を目標に事業を進めております。

学校の選定については、「特別教室が普通教室から独立していること」「地域の方に特別教室の管理について協力が得られること」「地域で特別教室の利用に関する需要があること」の3点から検討し、基準を満たすものの中から選定しています。

(委員) 幸町では、小学校の統合に伴い幸町第二小学校の校舎が空き校舎になるので、地域の住民の活動に使わせてもらいたいと考えております。この事業を適用することはできるのでしょうか。

(事務局) この「特別教室開放」事業は、現在使用している学校の特別教室部分を開放するもので、統合等に伴うものとは趣旨が異なります。

(委員) 分かりました。

(副議長) 「資料2」4ページの「公民館改修」、5ページの「図書館改修」の財源に「国費」の記載があります。これは何と言う費目ですか。

(事務局) 内閣府の「地域の元気臨時交付金」が充てられております。

(委員) 「放課後子ども教室推進」ですが、年々予算が減っており、地域のボランティアの方が活動したり道具を購入したりするのに不足しているとの声が上がっております。今後も増やせない状況なのでしょうか。

(事務局) 「放課後子ども教室推進」については、地域の皆様に多大なご協力をいただいております。財政的には大変厳しく、予算額を増やすことは難しい状況ですが、各校の情報共有等を図るため、昨年度からコーディネーター連絡協議会を立ち上げるとともに、各校の取組みをホームページで公開するなどの取組みを行っております。さらに、複数の学習アドバイザーが配置できるよう工夫するなど、限られた予算内でできるだけ活動が充実するよう、教育委員会としても支援しております。

(委員) 最近、地域の要請からか、公民館で防災訓練が開催され、炊き出しや防災用品を使用したデモンストレーションがあったのですが、その際の予算は「公民館管理運営」から出ているのでしょうか。

(事務局) 公民館の防災拠点としての機能は、今後強化していくべきと考えており、教育委員会と市長部局の防災所管課とが連携して取り組んでいく必要があるものと考えております。

訓練については、自治会主催で実施したものとうかがっており、公民館管理運営費からは支出されておられません。

(議 長) ほかに質問なければ、次の議題に進んでよろしいですか。

(異議なし)

(議 長) それでは、次の「資料3」について事務局説明をお願いします。

(事務局) 「資料3」により千葉市を取り巻く状況と公民館の状況を解説)

(議 長) 委員の皆様、ご意見・質問等ございましたらお願いします。

(委 員) 各地域には、公民館以外に自治会館・集会場などがあります。私の地元では、最初公民館でやっていた講座を、より参加者の住居に近いという理由で、集会場で開催するようになりました。このような、地域の集会場で行われるような社会教育活動について、数値等の状況を把握しているでしょうか。あったら教えてください。

(事務局) 例えば、いきいきプラザなど各施設での活動実績ということでしょうか。

(委 員) そうです。私の住む地区では土気あすみが丘プラザ、公民館、団地の集会場などがあります。活動場所として1か所にこだわらず予約できる場所を使用して活動しています。最近では建て増しして使い勝手が良くなったので参加者の家から近い集会場を利用することが多いです。このように集会場等市の施設以外での社会教育活動についても調査が必要だと思います。

(事務局) 市の施設以外での活動実績の集計については、今後検討させていただきます。

(委 員) 指定管理者制度導入はやむを得ない、ということはこの資料から理解できました。

さらに、その手法として非公募で教育振興財団を指定すること、もしくは地域の方に参画いただくということを説明いただきましたが、具体的に地域の方の参画というのはどのような方・団体をお願いすることをお考えでしょうか。

(事務局) 具体的にどの団体をお願いする、とお答えできる段階ではございませんが、原則的な所管区域である中学校区を代表するような団体にお任せしたいと考えております。

(委 員) 地域には、育成委員会やコミュニティ懇談会など、地域を盛り上げる団体

がありますが、事務局は実はその学区の中学校の教頭だったりすることが多いです。

現在、教頭は校務だけでもかなり多忙です。その上地域の団体の事務処理までやっている状況で、この上公民館を地域にお任せする、となって事務処理の負担が中学校の教頭に降りかかってくるのではないかと心配しています。

公民館に地域の方の参画を得て、ということは結構なのですが、運営・事務管理等も地域の方が学校に頼らずにできるかどうかしっかり審査する必要があると考えます。

(委員) 公民館が学習をとおした地域づくりの拠点である、ということは全くそのとおりだと思います。千葉市全体の計画の中で、今、各市でやっている公共施設ストックマネジメントのようなものの中で、地域を総合的な視点で見たところ地域づくりにつながる施設は何かと考えたとき、それは公民館であるという姿勢をもっと前面に出してほしいと思います。

また、それを説明する際の根拠となるデータとして、先ほど委員から提案あったような社会教育活動の実態を示す数値を把握しておく必要があると思います。説得できるデータがないと、公民館の利用者は少なく地域の役に立っていないから廃止しよう、という流れになりかねないのでよろしく願いします。

(委員) 育成委員会の財源として、市の補助金は大きな割合を占めています。この補助金支出に関連する事務手続きについてチェックが大変厳しく、これが事務局を受けてくださっている教頭先生の負担になっているところがあると思います。

私の住む地域では、公民館より近い集会所を拠点として、費用をかけずにサークル活動や展示会など各種社会教育活動を行っています。

大きな施設であるコミュニティセンターや公民館とは別に、今後、高齢者が増えるにつれて、小規模であってもより近場で活動したいという要望が増えると思うので、それを受け入れられる体制が欲しいと思います。

(副議長) 現在、市の方針として平成28年度の指定管理者制度導入したい、ということていろいろ事務局から説明を受けて議論しているわけですが、千葉市の社会教育のあり方を左右するとても大きな問題であり、まだ時間があるのでもっと議論を重ねていく必要があると思います。

そこで、教育委員会から公民館の管理運営のあり方について諮問いただき、調査研究の上、意見がまとまるか分かりませんが、答申することが社会教育法に規定する社会教育委員の役割と考えます。

また、公民館長の諮問機関である公民館運営審議会の意見を聴くことも必要と思います。

先ほど事務局から公民館の継続的・安定的管理運営との説明がありましたが、千葉市の指定管理者は5年ごとに公募します。すると、別の事業者が指定管

理者になる可能性があり、安定しないのではないかと思います。

また、公民館に指定管理者制度を導入されれば、生涯学習センターが現在そうであるように有料化される公算が高いと思います。高齢化が進む中、有料化してしまったら、高齢者が身近な施設として公民館を使っていくことができなくなってしまうのではないのでしょうか。地域の身近な47館の公民館のあり方というものは、千葉市の高齢化を考える上でも非常に重要であると思います。

本日の資料を見ると、公民館の方が生涯学習センターより年館利用者数が少ないとはいえ、年間100万人の方が利用しており、費用対効果は大変高いものと考えております。

指定管理者制度の導入目的は、市民サービスの向上と経費節減ですから、導入時の経費節減の効果の見込みも知りたい。

このようにデータを調べたり、議論を重ねたりする時間がまだまだ必要ではないかと考えております。

(事務局) この議論については、先ほど委員からご意見あったようなデータも積み重ねた上で率直なご意見を引き続きいただきたいと考えています。公民館運営審議会についても、今年度から同様の議論をしていただこうと考えています。ただし、諮問・答申という形をとるのか、いつやるのか等については、もう少し先に結論を出す予定です。

それから、指定管理者については、5年ごとに公募する、という手法もあるのですが、私どもとしては、それでは公民館の管理運営が安定化するとは思えなかったので、前回にも申し上げたとおり非公募で教育振興財団を指定することを考えております。また、先ほど説明したとおり、どうしても行政による運営では3年から5年程度で人事異動というものが避けられません。異動が財団にないわけではありませんが、財団内部ですので、前任が福祉や土木の担当者が着任する、というようなことはなく、今よりも安定すると思われれます。

そのようなものも含めて、どのような公民館を目指すのか、現在どのような状況なのかを示すデータ等もでき次第、お示ししてご意見をいただきたいと思えます。

(議長) 続いて、公民館の利用制限の緩和について事務局より説明をお願いします。

(事務局) (「資料4」により公民館の政治団体の利用制限の現状について説明)

(議長) ここで結論を求めるのではなく、委員の皆さんのご意見をうかがいたい、ということです。

(委員) 私としては、ここで示されている政治報告会とは、やはり政治活動ではないかと思えます。これは、実際にこのような要望が教育委員会に寄せられたので議題にしているのでしょうか。

(事務局) 議会で以前質問が出ています。また、他市でもいろいろな事例があることから、今回のご意見をうかがうものです。

(委員) 政令指定都市でも認めている市があるということですが、どの市ですか。

(事務局) 仙台市、広島市が認めていることを把握しています。

(委員) その市では、政党名を出して意見交換をしたりしているのでしょうか。

(事務局) 市民の方が、議員を呼んで議会報告会という形式でやっているそうです。

(委員) 予測されることですが、もし、これを認めると、次々と申請されると思われます。ひとつ認めてしまうと断れなくなってしまうので、その後対応に苦慮するのではないのでしょうか。それを考えると、緩和は困難ではないかと思えます。認めている市ではクレームは寄せられていないのでしょうか。

(副議長) 千葉県内には約300の公民館があります。この中には船橋市、君津市など、政治団体の使用を認めている事例があります。

(委員) 政治について学ぶというのは公民館の一つの役割です。地域の住民の方々が集まりやすい場所として公民館を選択し、そこに地元選出の議員を呼んで勉強する、という形式であればいいと思います。

(議長) なお、選挙期間中の公職選挙法に基づく演説会会場としての公民館使用は現在でも認められています。

(副議長) 平成18年に教育基本法が改正されましたが、第14条で政治的教養は尊重されなければならない、とあります。社会教育も教育ですから、問題を整理して公民館を貸し出せるようにしていくことは必要なことと思えます。

(委員) 千葉県・千葉市とも最近投票率が非常に低いです。特に若い世代が選挙に関心がない、これはもしかしたら政治教育が不足していることが原因かも知れません。若い世代は現在の政治が自分たちの生活に密接に関連しているのに興味が薄く、問題だと思います。公民館使用の可否を判断する基準の線引きは難しいと思いますが、こういった視点は必要だと思います。

(委員) 公民館を使用している団体の活動が法に反しているかどうかを個別具体的に判断するのは難しいところですが、それを理由に全面的に公民館の利用を閉じてしまわないようにして欲しいと思います。

(委員) 私たちの世代では、有名な政治家の街頭演説などは結構見に行って話題に

しています。ただ、「政治」となると「難しい」という意識が先に来てしまって、もし、公民館で政治に関する講座などを開催しても、参加する意欲はあまり湧かないと思います。

もっとそれ以前のレベルで政治を理解できる機会が作られればいいと思います。

(議 長) 今後の検討課題ですね。

(事務局) この件については、次回以降、改めて想定される課題等について資料をお示ししてお伺いしたいと考えております。

(事務局) 次回の社会教育委員会議の開催は、7月の下旬から8月上旬の開催を予定しております。議長・副議長の日程を調整したうえで後日各委員の皆様にお知らせいたします。よろしくお願いいたします。

(議 長) では、以上で本日の議事を終了します。

問い合わせ先 千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課  
電 話 043-245-5954  
ファックス 043-245-5992  
電子メール shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp